

令和5年度 一般入学者選抜試験の合否判定基準

沖縄県立宜野座高等学校

1. 一般入学募集人員

募集定員[120名]から推薦入学内定者を差し引いた人員とする。

- ・一般入学募集人員 = 120名 - (推薦入学内定者)
- ・通学区域外許容人員 = 120名 × 10% = 12名
- ・通学区域外からの一般入試合格者許容人員
= 12名 - (推薦入学通学区域外からの内定者)

2. 判定基準について

- (1) 調査書の内申点と学力検査点との比重は **5:5** とする。
- (2) 各圏は以下のように基準を設定する。

A 圏	内申点・学力検査点に基づき、募集人員の 80%程度の範囲を設定した中に含まれる者。
A' 圏	A圏の中から、※[条件](下記)に抵触する者。
B 圏	募集人員の 110%が含まれるように範囲を設定し、A圏とA'圏を除いた者。
B' 圏	B圏の中から、※[条件](下記)に抵触する者。
C 圏	上記(A圏、A'圏、B圏、B'圏)のいずれにも入っていない者。

[条件]

- ア. 評定「1」の科目が3年間で2つ以上ある者。
- イ. ~~遅刻~~欠席・欠課が各学年15回以上ある者。
- ウ. 学力検査点10点未満の科目がある者。
- エ. その他、調査書の記載内容に関して審議の必要がある者。
- オ. 面接の記録において審議の必要があると判断された者。

3. 判定方法について

- (1) 調査書、学力検査点などの成績、面接の結果等に基づき、総合的に判定する。